（様式２）

随 意 契 約 の 結 果 の 公 表

部（局）等名 ： 地域振興部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備　考
						名称	金額		
実大製材品強度試験機のJCSS校正に係る業務委託	令和8年8月24日	広島県広島市中区西白島町7番20号 小川精機株式会社 代表取締役 古太刀　利文	¥2,128,500	地方自治法施行令第167条の2第2号	・株式会社　前川試験機製作所製の実大製材品強度試験機のデータ解析PCは、同社独自のソフトによって解析を行うものである。試験材固有の荷重と変形量との関係について、再現性・公平性を保ちつつ正確な試験データを採取する必要があるため、試験機の特性を知る業者が試験機の校正を実施する必要がある。 ・小川精機株式会社は、株式会社　前川試験機製作所の島根県における唯一の販売代理店であり、実大強度試験機など大型の強度試験機の保守点検及び校正作業等の実績があることから、本業務を円滑に実施できる唯一の者と認められるため。			島根県 中山間地域研究センター	